

ヒトES細胞, ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞
から作成した生殖細胞からヒト胚を作成して
研究利用することについて

—人格主義生命倫理学の視点から—

秋葉 悦子(富山大学経済学部)

2014年8月22日₁

二つの生命倫理学

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 《個人主義》
(英米法諸国) | 《人格主義》
(大陸法諸国) |
| ● 個人の自己決定権 | ● 人格の尊厳 |
| ● ジョン・ロック(1632-)
の政治思想 | ● ヒポクラテス(BC.460-)
の医の倫理 |
| ● 孤立的自己 | ● 関係的自己 |
| ● 功利主義 | ● 存在論 |
| ● 世俗(反宗教)的
哲学(1960年代～) | ● カトリック倫理学
(16世紀～) |

ヴァチカンの公式見解とその波及： 受精時からのヒト胚の尊厳と人権の保護

- 1974 教理省「中絶に関する宣言」
- 1968 パウロ6世回勅「人間の生命：適正な産児の調整について」
- 1987 教理省「初期の人間の生命の尊重と生殖の尊厳」
- 1989 欧州議会「体内および体外の人工生殖に関する決議」；「遺伝子操作の倫理的・法的問題に関する決議」
- 1990 ドイツ「胚保護法」
- 1995 ヨハネ・パウロⅡ世回勅「生命の福音」
- 1996 欧州評議会「生命倫理条約」
- 1997 生命アカデミー「クローンに関する考察」

3

- 1997 欧州議会「クローン禁止決議」
- 1998 欧州議会追加議定書「生殖目的のクローニング」のみを禁止
- 2000 生命アカデミー「ES細胞の作成および科学的・治療的使用に関する宣言」
- 2003 同「国際的な議論におけるクローニングの禁止（科学的，倫理的，法的側面）」
- 2004 国務省「ヒトクローン個体産生禁止に関する国際協議に向けて」
- 2004 イタリア「生殖補助医療に関する法律」
- 2005 国連「クローン全面禁止宣言」
- 2006 生命アカデミー「着床前の段階のヒト胚（科学的側面および生命倫理的考察）」
- 2008 教理省「人格の尊厳・生命倫理のいくつかの問題について」

4

教皇ヨハネ・パウロ2世 回勅『生命の福音』(1995)

《A》 卵子が受精したときから、新たな人の生命が始まる。現代遺伝学は、この不変の事実⁵に貴重な確証を与えた。

《B》 人は「身体と精神の合一」であるから、身体的に新たに存在し始めた初期胚には、すでに精神的靈魂 (anima spirituale) が宿っていると考えられる。したがって、人は受精時から人格として扱われるべきであり、不可侵の生きる権利が認められなければならない。

5

人格主義生命倫理学の基本構造

《A》 科学的真理の承認 (scienza) :

「人(ヒト)の生命は受精時に始まる」

+

《B》 国際法・生命倫理原則の確認 (coscienza) :

「誰でも例外なく、人格の尊厳と

基本的人権を認められるべきである」



「受精時からの人格の尊厳と人権の保護」

6

《A》ヒト胚発生に関する実験科学のデータ

- 受精のプロセスの最後に精子が透明帯を通過し、卵子と精子の融合が起こる。直後に受精卵のイオン構造が突然変化し、新しい個体(接合子)が発生する。
- 接合子は、DNAに記された遺伝情報に依存する2つの特徴(「主体性」と「方向付け」)を持つ。
= DNAには、その接合子のヒト種への帰属と生物学的個性を決定し、以後の接合子の形態発生を可能にする暗号プログラムが遺伝情報として記録されている。
- 胚の発生は、接合子の段階から、新しい遺伝情報によって導かれている。

7

実験科学のデータから導かれる論理的結論

- 遺伝プログラムにおける後成の障害やエラーがある場合を除いて、2つの配偶子の接合時に、真のヒト個体はその固有の存在、あるいはライフサイクルを開始する。このライフサイクルの間、必要かつ十分なすべての条件を与えられれば、胚に生来的に与えられたすべての可能性が自動的に実現する。
- したがって、ヒト胚は配偶子の接合以降、「単なる細胞の塊」ではなく、きわめて明確なアイデンティティを有するヒト(人)の主体である。

(A. Serra; 生命アカデミー, 2000)

8

《B》 ヒト胚の生物学上の事実の知識と、その存在論的地位についての倫理的考察は、「どのヒト胚の研究利用も不道徳で受け入れがたい」という結論に導く。それは理性によって、すなわち自分自身と自己の行為について考察し、そこから自己の責任を引き出す人間によって教示される立場である。

⇒ ES細胞研究ではなく体性幹細胞研究；
分子のリプログラミングの研究の推進を(A.Serra)

- 生命アカデミー主催・第1回幹細胞研究国際会議(2002)
- 山中伸弥教授をヴァチカンでの会議に招聘(2006)。

欧州人権裁判所大法廷判決 (2011.10.18)

- 受精がヒト発生のプロセスの開始であるから、どの受精卵も「ヒト胚」である。単為生殖によって分裂・発生の刺激を与えられた非受精卵も「ヒト胚」である。
- ヒト胚の破壊を伴うバイオテクノロジーの発明(ヒトES細胞から作成した神経細胞)、科学目的でのヒト胚の使用は、法的保護(特許権取得)の対象にならない。

- 倫理法則の遵守は生物医学の発見に有利。
(J. Lejeune, フィレンツェ大学生物学専攻の
学生たちへの講義, 1987)
- ES細胞研究への固執は真の医学の進歩を遅
らせた。非科学的, 非進歩的なのはどちらの
側か。[...] 他害禁止の倫理法則に反するところ
では, 医科学は発達を止め, 死が蔓延し, 他
になすすべを知らない科学者と医者をつくる。
(R. M Doerflinger, How Faith and Science
Can Defend Life in the 21st Century, 2013)

11

- 『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理: ヒト胚の尊厳をめぐって』
秋葉悦子訳著(知泉書館, 2005)
- 『人間の尊厳と生命倫理・生命法』
ホセ・ヨンパルト＝秋葉悦子(成文堂, 2006)
- 『着床前の段階のヒト胚: 科学的側面と生命倫理的考察』
教皇庁生命アカデミー(秋葉悦子訳, 解説)
(カトリック中央協議会, 2008)
- 『ヨハネ・パウロ2世回勅・いのちの福音』
(裏辻洋二訳, 秋葉悦子解説)(カトリック中央協議会, 2008)
- 『INITIUM VITAE「人」の始まりをめぐる真理の考察』
秋葉悦子著(毎日新聞社, 2010)
- 『現代カトリシズムの公共性』岩本潤一訳著(知泉書館, 2012)
- 『人格主義生命倫理学』秋葉悦子(創文社, 2014)
- 『指針・人格の尊厳—生命倫理のいくつかの問題について』
教皇庁教理省(カトリック中央協議会, 2014)
- 『人格主義生命倫理学提要・総論』
エリオ・スグレッチャ(秋葉悦子訳)(知泉書館, 近刊)